

<特集日高市>

本紙取材に公然と虚偽回答をする日高市

「日高市メガソーラー問題」その後…

日高市「谷ヶ崎市政は訴えられていた！」

2019年、本紙は日高市でのある問題を集中特集した。日高市高麗本郷市原地区に建設が予定されていた「日高市メガソーラー事業問題」である。一部マスコミでも取り上げられたが、本紙は特に同事業に賛成する旧来からの地元住民側に立って経緯を報じてきた。


なぜなら一部反対派の住民が所謂、新興住宅地の住民で、事業予定地に昔から暮らす文字通りの「地元住民」が賛成派というねじれた対立構図になっているからだ。

谷ヶ崎照雄市長の日高市政は、問題の本件事業を狙い撃ちするかのメガソーラー事業規制条例案を議会に上げ、2019年8月22日、日高市臨時議会において「議案第37号 日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」（以下「条例」）は拙速に可決され条例化した。

それから約1年後の昨年9月、太陽光発電事業者・TKMデベロップメント株式会社と同事業と契約している地元地権者市民らが原告となり、日高市の条例にかかわらずに**当地で太陽光発電事業を行う権利の確認**を求めて、日高市をさいたま地方裁判所に訴えた。

そして本年1月、同裁判の第1回口頭弁論があった。本紙も事業者と住民らによる提訴については把握していたものの、その後の裁判についての情報は定かではなかった。

そこで、本紙は日高市役所に直接取材を試みたが、そこで日高市は**本紙取材に公然と虚偽**の回答をしたことが明らかとなった。皮肉にもコロナ禍によって大きく変容した社会で、再生可能エネルギーとしての太陽光発電が見直されているいま、日高市のその後を追った。

 本紙の過去の特集はこちらから。

<緊急総力特集 連続配信>

[第1弾](#) [第2弾](#) [第3弾](#) [第4弾](#) [第5弾](#) [第6弾](#) [第7弾](#) [第8弾](#) [第9弾](#) [第10弾](#)

「次回の裁判はまだ決まっておらず、私共にも情報は降りてきていません」

日高市担当者が、本紙取材に確信犯の虚偽回答！

4月12日、本紙は日高市役所を訪れた。対応してくれたのは、日高市の総合政策部の関田兼之氏である。関田氏に話を聞くと、最初に「それが私共でもわからないんです」と意外な答えが返ってきた。以下は一問一答である。

関田氏：第1回目の裁判が1月にありましたが、その次の裁判がいつになるかという情報がこちらには来ておりません。

本紙：裁判では、必ず次回期日を決めてから閉廷になることが普通だと思いますが、1月の裁判で次回期日が入れられないままになっているということかですか？

関田氏：第1回目の時のやりとりが、どのようなものか分らないですけども、第2回の話はまだ来ていない状況です。裁判の内容から環境課が担当になるかと思しますので。

環境課は市庁舎3階になると言う。本紙は市民生活部にある環境課を訪ねた。

すると対応に出て来てくれた職員は、本紙記者も面識がある担当主幹・稲垣衛氏であった。

本件、高麗本郷市原地区のメガソーラー問題で、一昨年（2019年）に本紙取材対応した人物である。稲垣氏は担当課も役職も当時と同じであった。早速、同職員に裁判について聞くと「何もわからない」という。「裁判の内容は担当の環境課になると、2階の総務から言われてきたのだが」と本紙が確認すると、稲垣主幹は「裁判は法規担当の管轄ですから、その法規担当が知らなければ私共も知らないんです」という。

では「法規担当はどこになるか？」と聞けば、なんと最初に話を聞いたときに対応した総合政策部の関田兼之氏が担当者だったのである。うっかりしていた本紙記者が名刺を見直すと、確かに「総合政策部 市政情報担当課 法規・情報公開担当 主幹 関田兼之」とある。

再び2階に戻って、関田氏を訪ね「あなたが法規担当じゃないですか」と確認すると、関田氏はマスクの下で笑みを浮かべながら「ええ、はい」と応じる。

本紙はつい10分前に、この関田氏に「裁判について話を伺いたい」と聞いたのだ。

「裁判の内容は環境課になるかと思えます」と答えた関田主幹だが、環境課では裁判事案自体は法規の管轄というのだから、最初から関田主幹が回答するべきではないのか？ 裁判になったからには、総務課だろうが環境課だろうが、関田氏が担当者なのである。

それを自分でわかっていながら「**裁判の内容からは環境課になるかと思っておりますので**」などと、本紙をたらい回しにした関田主幹の真意はなんであったのか？

そういえば本紙が無駄足を踏まされて環境課から再び2階の関田主幹のもとに戻った際、関田主幹は本紙記者の名刺を上席に見せながら、なにやら報告をしている様子であった。対応を探るための時間稼ぎで、わざわざ環境課にたらい回ししたのかと疑いたくなる。

同時に本紙は、これが日高市＝谷ヶ崎市政による内部の「**情報統制**」に起因する現場の混乱ではないかと疑った。公明正大な事実がひとつあるだけなら、担当部署によって言うことが食い違うということなどは起こらない。まして役所というものは上意下達が鉄則で、公務員は上司の命令に従わなければならない。しかし、市政にとって不都合な「**誤魔化さなければならない**」ための対応を強いられる職員は、どうしても矛盾を露呈するものだ。数多くの行政案件を取材してきた本紙が常にみる光景だ。

改めて本紙が法規担当主幹の関田氏に質問すると、同氏はこう回答した。

関田主幹：

第1回の裁判はありまして、次の裁判がいつどうやるかということはコロナの関係もあるようで、決まっていないまま、私共にも情報が来ていないんです。裁判所と弁護士の先生の間でどうなっているかという話が伝わってこないものですから…

しかし、この関田主幹の回答はまったくの虚偽であることが、すぐに判明した。

仮にも「**法規・情報公開担当主幹**」という立場の職員が、裁判の次回期日さえ知らされないなどということは考えられない。それに裁判所と原告・被告代理人弁護士の三者が、次回期日を入れないまま最初の口頭弁論を閉廷することもあり得ない。

そこで本紙は原告として名を連ねる日高市民に電話取材をした。すると、原告住民は日高市の対応を本紙から聞き、怒気をはらんだ声ではっきりと証言してくれた。

原告市民：

第1回期日(1月20日)の終わりで、2回目の裁判は3月17日と裁判長が法廷で言っています。マスコミや反対派住民らもいた15名ほどの傍聴人も全員、聞いています。もちろん、市役所の担当課は法廷に来ていましたから、期日を知らないはずがないじゃないですか。

前提を明確にしておきたいが、これは本紙の質問に対して担当主幹・関田氏がウソを言ったという話ではない。日高市職員が、その公務執行時間中に庁舎内で公言した回答であるから「**日高市が公然と虚偽回答をした**」ということである。

法規担当主幹・関田氏は「係争中の裁判についてなので…」と曖昧な言い方を多用したが「期日がわからない」などと大嘘を言ったことは、日高市として致命的な失態だ。裁判の期日さえ、隠そうとするというのは、それだけ本件を外部に知られたくないという、市のトップの意向ではないのか？

地方公務員法33条には「信用失墜行為の禁止」が定められており、公私に関わらず嘘をつくことを禁止されている。一方、市職員には「守秘義務」も課せられているため、「ウソをついたな！」と追及されても「守秘義務だった」と言い訳すれば済む、と本件のような職員はタカをくくっているのかもしれない。しかし、本件日高市職員は「次回の裁判はいつになるか？」という質問に対して、「話が降りて来ないので期日を知らされていない」「裁判所からも聞いていない」などと、日高市として事実に反する、確信犯の虚偽回答を何度も繰り返したのである。日高市職員が、日高市としてこのような低劣な虚偽回答をすることは、日高市＝谷ヶ崎市政それ自体がまったく信用できない自治体だということだ。

被告「日高市の弁護士」は音信不通？ 「原告弁護士が詳細を解説」

本紙は続いて本件訴訟で日高市の代理人となっている**下村将之弁護士**（東京都文京区「下村総合法律事務所」/第一弁護士会）に連絡を試みた。

2年前の本紙電話取材では、下村弁護士は「日高市から、この案件の相談を受けているとも受けていないとも言えない」と答えている。だが状況は変わった。現に日高市は事業者と住民から訴えられている被告で、もちろん、下村弁護士はこの事件を受任した被告代理人である。

弁護士としての社会的信用からも、まったくのノーコメントでは話にならない。

ところが、話にならないどころか論外で、日高市代理人の下村弁護士は何度連絡を試みても、事務所に留守番電話さえないようで音信不通の状態なのである。いくらコロナ禍とはいえ、新規相談などで電話くらいは受けるはずだろうと思うのだが、なにか事情がある弁護士なのだろうか？ 一方、本件太陽光発電事業者であるTKM デベロップメント株式会社（代表取締役・森田朋良氏/東京都渋谷区）も、本紙の連絡に応答はない。

※ 本紙読者には混乱を招くが、最近、本紙が特集している、川越市「蔵里」指定管理者問題で登場するホテル経営事業者・TKM株式会社と、社名のアルファベットが同一なだけの、まったく無関係な企業である。

2年前、日高市＝谷ヶ崎市政に本件太陽光発電事業を、条例によって止められたかたちになったTKMは、たびたび本紙に多くを語ってくれたが、現在までに連絡は取れていない。

本件訴訟でTKMと共に原告となっている地元住民代表によれば、TKMの森田代表とは、裁判が始まって以降は弁護士を通じて必要な連絡がある程度との関係性だという。

当初、日高市高麗本郷市原地区を取材して歩いた本紙は、TKMとその太陽光発電事業に賛成する地元住民らが、連帯して地元住民説明会などを開催する姿を見ていただけに、あとは司法に任せる段階に突入したとはいえ、両者の事務的な関係性に留まる現状に意外な感を禁じ得ない。

裁判所が 被告「日高市」に通告!?

代わりに、原告TKMと住民の代理人錦織淳弁護士が本紙取材に応じてくれたが、そこで驚きの事実が判明した。被告・日高市は、この事件の「窓口却下」を裁判所に求めているというのだ。つまり、日高市の言い分は「原告のTKMや住民は、(太陽光発電事業を当地で実施する) 権利の確認を求めて訴訟をしているが、そんな権利を確認する必要はないのだから、裁判所はこの事件を審理せずに窓口(訴訟前の段階)で却下してくれ」というもので、日高市は最初の答弁書に引き続いて3月に行われた2回目の裁判でも、同じ主張を繰り返したというのである。

原告TKM、住民代理人錦織弁護士が解説してくれた。

本紙：本件裁判で、第2回目の裁判(リモートで開廷)で日高市は反論を出していないのですか？

錦織弁護士：そういうことです。

日高市は反論を全然出す気がないというか、裁判所も日高市がそういう姿勢を維持するならば、ちゃんと反論しろという、交通整理のような姿勢を見せたということです。

日高市は、中身の議論に入りたくないということだと思います。

なるほど、日高市は「そんな裁判やりたくないもん」と、ダダをこねている状態ということなのだ。

「訴訟は想定していない」臨時市議会の説明に反して訴えられた日高市 担当課と市議はどう釈明する？

ここで、日高市の同条例が可決された2019年(令和元年)8月22日の臨時議会を振り返ってみよう。このとき、ただひとりだけ質疑を行った市議がいた。いまでも現役の稲浦巖市議である。当時、本紙取材にも積極的に応じてくれたことが仇(あだ)となって、事業者や本紙と癒着しているとの汚名まで着せられた稲浦市議だが、いまとなっては同市議の懸念は正鵠を射るものだったのである。

稲浦市議は当時の臨時議会で以下のように質疑した。

稲浦市議：

条例制定後、土地所有者や地権者、現在の太陽光発電会社からの損害賠償請求が出された場合の対策と、その裁判費用等の出資責任は誰が負担されるのかを伺います。

この質疑は極めて鋭い。自然保護や景観保護の主張は自由だが、裁判沙汰になれば日高市は市税を投じての対応を余儀なくされることを、稲浦市議は想定していたのである。

付言すれば結果的にこの事件は、本件事業に賛成する日高市民が原告となった裁判に、当の賛成派日高市民も負担する市税を投じているという不条理を招いているのである。

だが、同条例が可決された臨時議会で答弁に立った、**当時の市民生活部長・関裕江氏**は、以下のように発言している。

市民生活部長（当時）関裕江氏：

日本国憲法第29条第2項では、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律でこれを定めるとされ、財産権に対する制約は原則許されないとしながらも、社会的な事情から合理的な制約を受けることはあるとされていることから、本条例は合理的な制約の範囲と考えている旨回答させていただきましたので、**損害賠償等は想定していない**という意味で同一の回答とさせていただきます。

（中略）

条例制定後の損害賠償等が出された場合の対策についてでございますが、1つ目でお答えしましたとおり、本条例案は、法律の範囲において、その趣旨、目的及び内容を規定したもので、憲法及び地方自治法に抵触しないものと考えておりますので、御質疑いただいた内容につきましては**想定しておりません**。

市議が想定した事業者の訴訟という懸念に対して、想定さえしていなかった日高市。しかし、事実、日高市は訴えられた。これについての本紙の質問に対して、前出の**日高市法規・情報公開担当主幹である関田兼之氏**は「**違憲ではないとの市の判断に変更はありません**」と答えたが、日本の司法で、違憲であるかどうかの最終的な審理は最高裁判所の判断に委ねられている。一市職員が「**違憲ではない**」と言ったところで何らの説得力はない。

くどいようだが「**裁判期日も知らない**」との大嘘を公然と口にする人物を「**法規担当主幹**」に配置するのが日高市なのだから、もはや自治体としてその役割を果たしていないと言わざるを得ない。当（まさ）に異常だとしか評しようがあるまい。

市議と議会を愚弄する谷ヶ崎市政

重大なる本件裁判についての報告もナシ！！

では、市議はどうなのか？ 本紙は同条例可決当時に**賛成に回った、田中まどか市議にコメントを求めた**ところ、以下の回答であった。

田中まどか日高市議会議員：

（同類の条例が違憲との）判例などを見ると（日高市の立場は）厳しい面もあるのかなと思います。条例ができたときに、憲法上保障されている私的財産権の制限というところで問題があるなというところは、稲浦議員からの指摘もありましたので、今、考えるともうちょっとちゃんと追及しておかなければいけなかったかなと、半ば反省もあります。

あの時は、御相談を受けていた市民から、とにかくメガソーラーを止めたいという意向がありまして、私も止めたいという思いがあったので、止めるためには条例が必要という…その判断ですよ。プロセスを大事にして早急に決めるのではなく、もうちょっと、ということも出来たかと思います。ただ止めるためには、条例には反対は出来なかったというのが私の心情です。

裁判を起こされたので、後は市に任せるしかありません。

市からは「**裁判を起こされました。応訴します**」とだけで、他の情報は入ってこない現状です。

ということは、日高市は、市議にも本件裁判の報告や見通しの説明もなく、先月3月市議会でも何らの報告をしていないということである。本紙もかつての本件特集連載で**田中市議**に言及したが、率直に**反省の念**を吐露する同市議は「**嘘つき谷ヶ崎市政**」よりは**正常だ**と言えるのではないだろうか。

想定外の部外者は「国際派映画監督」

ところで、実は今回の日高市への本紙取材（4月12日）に同行した、まさしく想定外の人物がいた。ベテラン映画監督の GEN TAKAHASHI（高橋玄）氏だ。近年の代表作では名優・笹野高史、的場浩司主演の文化庁助成映画『陽光桜-YOKO THE CHERRY BLOSSOM-』や、5大人気アニメ声優が実写映画主演俳優として競演して話題となった『D5/5人の探偵』の監督である同氏は、社会派映画の旗手としても知られており、本紙の報道で日高市の本件に興味を持って以来、ドキュメンタリー企画を2年前に立ち上げ、独自に取材活動を続けていたのである。

いくつかの住民説明会にも参加した同氏が本件問題の取材を始めた経緯と、今回の訴訟の動きをどう見ているのかについて答えてくれた。

GEN TAKAHASHI 氏 :

僕はふたつの点でこの問題に興味を抱きました。ひとつは、この日高市のメガソーラー条例は憲法違反ではないのか？という観点。もうひとつは、自分たちの権利が憲法や他の住民の権利よりも優先されてしかるべきだという反対派住民らの考え方の問題点ですね。

もう2年前だけど、僕自身、日高市武蔵台で事業者TKMが主催した事業説明会に潜り込んでみたことがあります。このとき、メガソーラー事業推進派住民で地権者でもあるAさんという女性(現在の原告住民代表)が、一部の武蔵台の住民から吊し上げ同然に糾弾されている場面を目の当たりにして、とても見ていられずに飛び入りで発言したんです。

すると今度は「帰れよ！」などと僕にまで野次を飛ばす反対住民のオッサンがいる。高級住宅地を気取ってるわりに品がないんですね(苦笑)。まあ、この種の問題の地元の分断は、どこにでもあるんですが、もともと山を切り崩して広大な新興住宅地を造成したのは武蔵台側です。古くからの高麗本郷地区の住民からしたら、武蔵台のほうが「移民」ということになるわけです。

反対派一部住民は「景観を壊すな」「自然を壊すな」とシュプレヒコールを上げるんだけど、客観的にみたら、先に自然と景観を壊して新興住宅地を造ったのは武蔵台で、いくら住民が「われらは家を買っただけで、山を破壊した責任はない」と個人の権利を言っても、それはずいぶんと勝手な言い草でしょう。個人の権利なら推進派の地主さんたちにもあります。

普通は太陽光パネルを建設する当地の住民が反対するものだけど、この話は逆になってるんですよ。太陽光パネルは雨で災害を誘発するっていうけど、その場合に一番危険な現地の住民が賛成していて、対岸の丘の一部住民が強硬に反対している。理由を聞けば、要するに「おれたちは高いカネを払ってここに家を建てたんだから、そっちの山の住民の権利なんて知らねえ、おれたちが高いカネで買った景観を変えるんじゃない」って話です。まるで欧米の植民地主義みたいな思考回路ですよ。僕が体験した武蔵台の集会も、恐ろしいほどの集団心理というのかな、相手への尊重というものに欠けた態度で、なかには日高市民じゃないのに元・林野庁だとかいう肩書きで反対派リーダーを自認する、明らかにプロ市民みたいなのもいた。違うというなら、一部の武蔵台の反対派諸氏に言うけど、僕はいつでもメディアで対決討論しますよ。

だけど仮にこの反対派住民勢力が、同時に日高市長の票田になっていたとしたら？と気づいたことが、僕がこの問題を追いかけた出発点です。調べるうちに、最初、日高市はメガソーラー事業者に大いに協力的だったことがわかった。これはおかしいでしょう。

程度はどうあれ山を開拓することは、はじめからわかっていることなんですから、自然や景観保護というお題目は、谷ヶ崎市長が後から主張を変えたとは思えません。貴紙の谷ヶ崎市長への公開質問書も読みましたが、返事はあったんですか？

本紙：「谷ヶ崎市長からは、一切回答はありません」

GEN TAKAHASHI 氏：

やっぱりね(笑)。谷ヶ崎市長の事情や反対住民の見解がどうあれ、日高市は、市民への説明もないまま、市民の財産である私有地の利用を、対価も保証しないで一方的に制限する条例を、市長派議員らとの荒っぽい議会工作で作ってしまった。そしたら案の定、事業者と推進派地元住民が原告となって提訴したと聞いたので、僕も再び現地の動向を見ておこうと思ったんです。

映画になるか？いまのところ未知数ですね、相手(日高市)が逃げてるんじゃ撮りようもないし(笑)。僕は太陽光発電が良いという立場じゃありません。ただ、日高市の条例は、多勢に無勢で相当乱暴に作ったことは疑いようがない。僕は少数派を味方するんですよ。映画というものは主流派を疑う表現ですからね。それに、コロナをきっかけにして、時代は本格的にクリーンエネルギーに移っていくと僕も思いますから、この問題の観察は続けようかなと考えています。

□ □ □ □

本紙でも繰り返し指摘していることだが、国民の財産権を保障する**憲法第 29 条3項**では、私有地が公共の福祉の目的で利用または収用される場合であっても、それは「**正当な補償の下に**」と定めている。ところが本件条例には この補償を担保する条文がどこにも存在しない。

そのうえ、本紙の**公開質問書にも無視を決め込んだ日高市「谷ヶ崎市政」**が、果たして憲法を含めて如何なる法令にも反していないのか？ 本件は、ますます注目すべき事件となった。裁判でダダをこねている日高市は、春になって自ら「**寝た子を起こした**」ようである。